

食と農の振興部測量作業等監督要領

(趣旨)

第1 食と農の振興部の行う事業に係る測量作業の請負契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する監督の実施に関する事務の取扱については、地方自治法施行令、奈良県契約規則、その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(監督責任者)

第2 監督職員を指揮するため、監督責任者をおく。

2 監督責任者は、所属長とする。

3 本庁契約にあたっては当該契約を担当する事業課の主幹（課長補佐）相当職又は出先機関の課長相当職にある者、機関契約にあつては当該契約を担当する課長相当職にある者は、監督責任者を補佐する。

(監督職員)

第3 所属長は、所属に次の表の区分により総括監督員、主任監督員及び監督員をおく。

当初設計金額	500万円以上			500万円未満		
	総括監督員	主任監督員	監督員	総括監督員	主任監督員	監督員
担当課長又は主幹 (課長補佐)相当職	○					
係長相当職		○			○	
主査			○			○
主任技師・主任主事			○			○
技師・主事			○			○

2 上表の区分によりがたい場合は、別途定めることができる。

(監督業務及び分担)

第4 監督職員は、測量・調査等請負契約書、特記仕様書、共通仕様書で定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。

2 前項のうち重要なものについては総括監督員、軽易なものについては監督員、それ以外のものについては主任監督員が分担するものとし、特に監督責任者が指示したもののほか、概ね次の各号に掲げる権限を有するものとする。

(1) 関連する2以上の作業における工程等の調整 [総括監督員、主任監督員]

(2) 受注者から提出された作業計画書（工程表を含む。）及び報告書の審査及び作業の進捗管理 [総括監督員、主任監督員]

- (3) 作業内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の監督責任者又は上席監督員に対する報告〔総括監督員、主任監督員、監督員〕
 - (4) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議〔総括監督員、主任監督員、監督員〕
 - (5) 設計書、図面及び各仕様書に基づく作業実施のための打合わせ記録簿の作成及び交付〔主任監督員、監督員〕
 - (6) 各仕様書に基づき受注者が作成した図書の審査及び承諾〔総括監督員、主任監督員〕
 - (7) 作業及び作業管理の立会並びに工程の管理〔主任監督員、監督員〕
 - (8) 段階検査（主要な作業段階の区切り検査）、検査員《食と農の振興部測量・調査等業務検査要領（令和2年3月30日農振第45号の39）第4に規定する検査員》の〔確認検査〕に先立つ成果品検査及び〔出来形検査〕に先立つ既済部分の出来形監督検査〔総括監督員、主任監督員、監督員〕
- 3 第3の表により総括監督員を置かないときは、主任監督員がその業務を代行するものとする。
- 4 第2項第4号で規定する指示及び承諾は重要なもの軽易なものを問わず、原則として〔打合わせ記録簿〕により行い、速やかに監督責任者及び上席監督員に報告するものとする。

（監督職員の任命）

- 第5 請負契約締結後、所属長は直ちに当該作業を担当させる監督職員を第3の区分に基づき、当該所属の職員のうちから任命するものとする。
- 2 任命は、監督職員任命伺（第1号様式）の決裁により行うものとする。
ただし、成果物の全部の引渡し完了した場合には、特別の手続きを要することなく、その日をもって免ずることとする。
- 3 監督職員に任命された職員が、人事異動等により交替があった場合、第3の区分に基づき速やかに〔監督職員任命伺（変更）〕（第2号様式）により任命替えの措置を講じなければならない。
ただし、病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合にあっては、第3の区分にかかわらず、任命替えの措置を講じることができるものとする。

（監督職員の通知）

- 第6 所属長は、監督職員を任命をしたときは、その氏名等を〔監督職員通知書（第3号様式）〕により請負者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

（監督業務の委託）

- 第7 当該作業が特殊な場合であって、特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の理由により食と農の振興部内の職員による監督が困難であり、又は適当でないと認められるときは、第5条1項の規定にかかわらず、監督業務を他部局へ依頼又は県職員以外の者（契約の相手方である受注者は除く）に委託することができる。

(監督の技術的基準)

第8 監督職員が監督を行うにあたって農業農村整備事業については [奈良県農業農村整備事業測量作業規定] を、林道事業・治山事業については、[別に定める基準規定]を準用するものとする。

(事故報告)

第9 監督職員は、当該作業において事故が発生したときは、受注者に早急に事故報告を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに監督責任者及び上席監督員に報告するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成12年11月1日から施行する。

この要領は、平成21年 9月1日から改正施行する。

この要領は、平成31年 3月1日から改正施行する。

この要領は、令和 2年 4月1日から改定施行する。